

距離の測り方の統一解釈に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 A 編
高速船規則検査要領
強化プラスチック船規則検査要領
海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領

改正事項

距離の測り方の統一解釈に関する事項

改正理由

国際条約及び関連コードにおいて、ダブルハルを構成する外板と縦通隔壁板及び内底板との最小距離が規定されているが、一部の要件を除き、板厚を考慮するか否かが不明確であったことから、IACS において問題提起があった。

このため IACS は、2008 年 8 月に特に測り方が明記されていない船の寸法及び船体構造の一部を構成するタンクの寸法等について、“moulded dimension（型寸法）”により測った距離として取扱う旨を明記した IACS 統一解釈 SC224, LL74 及び MPC95 を採択した。

今般、IACS 統一解釈 SC224, LL74 及び MPC95 に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 船の主要寸法及びタンクの長さ、幅、高さ等について、特に測り方が明記されていないものについては、“moulded dimension（型寸法）”により測った距離とする旨規定した。
- (2) 独立型タンクと船体構造の距離については、タンクの外面から距離を測る旨規定した。